

生存科学研究ニュース

VOL.20. No.3 2005. 7 発行

発 行 財団法人 生存科学研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座4-5-1

電話 03-3563-3518 FAX 03-3567-3608

Eメール seizon@mx1.alpha-web.ne.jp

平成17年度執行部体制決定

平成17年5月16日生存科学研究所会議室において平成17年度第2回理事会が開催され、理事長および執行体制が決定された。執行部は

理事長 江見 康一
副理事長 大塚 正徳
専務理事 鈴木 雪夫
常務理事 小島 静二、府川 哲夫、
藤原 成一、丸井 英二

の各氏の留任が決定した。

理事には

青木 清、大林 雅之、高木 廣文
津谷喜一郎、中山 茂

の各氏が留任、中谷瑾子理事に代り、小泉英明氏が新たに就任。

監事には

小川春男氏が留任、大内幸夫氏に代り、神谷恵子氏が就任した。

評議員は

浅野 茂隆、石井 威望、伊藤 正男
梅園 忠、江橋 節郎、太田 幹二
香川 保一、粕谷 豊、川崎 富作
吉川 晉、坂上 正道、清水 博
高瀬 淨、田中 慶司、筑井 甚吉
藤井 正雄、向山 定孝、村上陽一郎
の各氏が留任、理事に選出された小泉英明氏に代り、新たに辛島美恵子氏が就任した。

第13回「代替医療と国民医療費」研究会



表記研究会の最終回は「健康食品のエビデンスをつたえる」と題し、2005年2月16日（水）18:00より独立行政法人国立健康・栄養研究所食品表示分析・規格研究部健康影響評価研究室長の梅垣敬三氏を招いて開催された。本研究会第2回（2002.8.27）で「サプリメントの現状」として主に法制度と市場動向が報告されたが、今回は主にエビデンスについて報告・討論された。

食品は大きく、(1) 特別用途食品、(2) 保健機能食品、(3) 一般食品に分類される。(1) 特別用途食品は厚労省の個別審査が必要であり、病者用、妊婦用、乳児用などの特別な用途表示ができる。(2) 保健機能食品は「特定保健用食品」と「栄養機能食品」に分けられ、前者は「トクホ」とも称され、(1) の特別用途食品のカテゴリーにもあてはまり、個別審査が必要である。「栄養機能食品」は規格基準型であり審査は不要で、現在、12種類のビタミンと5種類のミネラルが指定されている。一方、(3) 一般食品のなかに「いわゆる健康食品」が含まれ、効果や機能の表示はできない。表示すれば薬事法違反となる。

本稿では(2)保健機能食品と「いわゆる健康食品」を併せて「健康食品」と表記する。

食品は安全性が最も重要である。「健康食品」の現状は、食生活の乱れや運動不足等の生活習慣を背景に、不確かな食品成分に関する健康情報のエビデンスの曖昧さが根本問題となっている。

それではエビデンスのある食品情報とはどういうものだろうか。まず「科学論文」で発表された場合、掲載前にレビューがありそれなりのエビデンスがある。「学会発表」はまだレビューされていない段階である。またマスコミに登場する「専門家」と称する人は概してエビデンスの評価の専門家ではない。

「体験談」は性善説で解釈したいが、残念ながらそうではないものも多い。もっとも科学論文でも後日反証がなされる可能性があり、さらに効果がないネガティブな結果は発表されにくいという出版バイアスも考慮する必要がある。

人における有効性を判断するには、コントロールをもつ臨床試験が必要である。ある野菜や果物の摂取が疫学調査によって疾病予防効果があるとしても、その野菜や果物に含まれる成分を濃縮したサプリメントの摂取に効果があるかどうかは不明である。すなわち個別の素材について安全性・有効性に関する科学論文のエビデンスが高くても、それが「製品」のエビデンスと必ずしも一致するわけではない。個別の商品では、利用した素材の品質や不純物の混入などの情報はメーカーのみ入手可能である。あるサプリメントでは約20種類の複合素材が使用されているものもあるが、複数の素材の組み合わせの安全性・有効性もまた未知である場合が多い。

「栄養機能食品」対象成分であるビタミン・ミネラルでは、個々の成分に関するエビデンスが多い。ただし、その多くは欠乏症に対するものであり、欠乏のない人の有効性はエビデンスが少ない。また例えばビタミン

B1や亜鉛を含む「栄養機能食品」で商品としてコラーゲンも含み、商品名として「コラーゲン痩身○△×」としてあたかもその製品が国の「お墨付き」のようにして売られているものがある。2005年2月以降、このような誤解を招く表示はできなくなった(2006年3月迄は猶予期間)。

安全性に影響する種々の因子は、成分自身の有害作用、大量摂取などの利用方法の問題、アレルギー体質などの利用者側の要因のほか、不純物混入などの品質問題、医薬品との相互作用などがある。

したがって、各組織・機関の連携により対応することが重要である。被害を出さないための安全性情報は、たとえば1,000人中1人の確率で発生する場合でも重要である。報告は信頼できる機関から発表されるのが望ましい。

こうした背景のなかで、梅垣氏は3人のスタッフを率いて、2004年7月から『「健康食品」の安全性・有効性情報』のweb(<http://hfnet.nih.go.jp/>)を立ち上げた。まず現場の専門職との双方向型のネットワークグループを構築し専門職との情報交流を行っている。2005年1月現在の登録会員数は、薬剤師約1,200名、管理栄養士約800名、医師約250名、栄養士約150名などで計約4,000名となっている。また一般向けに最新情報を迅速かつ効率的に提供し、さらに専門職が個別の消費者に対して正確な情報提供を行うことを目的としている。

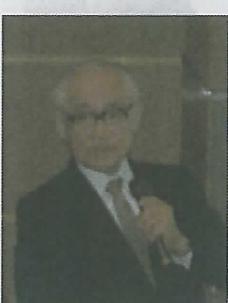
健康食品に対する消費者の誤認解消とともに、エビデンスの高い情報を継続的に蓄積していくことが大事である。将来的には、新規情報発信とともに既掲載情報についても定期的に見直す計画である。こうしたエビデンス・レベルの高い情報提供とそれの基づく国民の意思決定により、無駄な消費が減少し、社会の立場での医療コストが低下する可能性がある。
(津谷喜一郎、詫間浩樹)

第4回「脳・心と教育」研究会

表記研究会は2005年5月12日「赤ちゃんの“はいはい”と心の発達」と題し、(財)生存科学研究所と(株)日立製作所基礎研究所の共催で、日立製作所基礎研究所コンファレンス・ルームにて開催された。

ロコモーション(locomotion)の loco とは移動を指すが、“はいはい”的に目的・意思を持った移動のためのリズミカルな運動は、その神経基盤がやがて心や言葉と関係を持つ可能性が高いと考えられる。今回は小児神経学の専門家である瀬川小児神経学クリニック院長 瀬川昌也先生と多くのお子さんの“はいはい”を観察してこられたさくら・さくらんぼ保育研究所所長 齋藤公子先生を講師にお招きました。

最初に小泉英明研究責任者より「脳科学と保育現場の架橋・融合」と題して、遺伝子発現の動的過程と進化、脳構造の進化、脳の情報処理、人間の情報処理システムなどについて最先端の知見に基づき、報告がなされた。



瀬川先生は「ロコモーションの神経学的機序」と題し、乳幼児の睡眠覚醒リズムの発達と“はいはい”的な関係、乳児期における昼間睡眠の制御およびロコモーション確立に関する神経伝達物質の役割などについて、報告された。

さらに自閉症、レット症候群などには“はいはい”あるいはサークルディアン・リズムに障害が見られることなど、多くの例を示しながら、乳幼児の神経発達について報告がなされた。

斎藤先生は「両生類の“はいはい”」と題し、人間の子どもの最初の“はいはい”は、胴を地につけたまま交互に身体をくねらせ



足の親指とその付け根で地を蹴って前進する両生類にそっくりであること、この足の親指とその付け根の地を蹴る力と脳髄の発達には密接な関係があることを糸

口に、科学に基づいた保育と子ども達に仲間がいれば、どんな子供でも全面的に発達できるとの信念の元に障害児も健常児も共に学ぶ保育を実践してきた成果を紹介された。

当日は研究者だけではなく、基礎研究所近くの保育園で働く保育士や教育関係者、実際に子育て中の若いお母さん研究者など多様な方が聴講し、活発な意見交換がなされた。

(事務局)

老年期における安全保障研究会



表記研究会は2005年6月15日、生存科学研究所にて開催された。今回は、弁護士の神谷恵子先生が判断能力の減退後に生じがちな金銭や財産の管理運用に関する厄介な問題を取り上げられ、判断能力減退後も自身の財産を守り、さらに自分の望むスタイルで生活を送ることのできる財産管理運用がなされるための方策として、現在利用可能な公的な権利擁護制度を紹介発表され、それに基づいて検討がなされた。

身体の支障ばかりでなく同時に判断能力低下が生じることも多い老年期には、1. 銀行まで行くのが困難だとか、ATMがなかなか使いきれない、通帳や不動産権利書など重要書類の保管場所を忘れるなど、日常的な金銭管理の困難や、2. 最近では、悪徳商法による高額な商品購入契約を家族その他が無効にするなど保護措置をとらなければならないケースが多発する一方、自身の財産を使

つて希望する生活をしようとする本人の意思が不当に、相続者たる家族によって妨げられるというケースなどの問題が生じている。

その対策として、1. 日常的金銭管理の困難についての対策として、社会福祉協議会が行っている行政の福祉サービス（本人に代ってお金を下ろす、金銭の授受や支払い手続き事務の代行、重要書類の保管など）を利用できる。また、2. 財産の管理運用にかかる権利行使の困難については成年後見制度を利用できる。しかし、現状ではいまだ充分に機能しているとは言いがたいところである。成年後見制度の中でも任意後見制度は判断能力がある時に、その能力が減退した場合に備えて、事前に老年期の生活設計をしておくもので、きわめて有効な利用選択肢である。

今後の課題・提案として研究会では、成年後見制度の対象から漏れてしまう高齢者、即ち判断能力の減退によってではなく身体的な理由から、金銭・財産管理が困難な人々を支援・保護する対策を考えていく必要があること、また、成年後見制度の費用負担を軽減するために、制度利用費を充当できる保険などが開発されることが望ましいという意見が出された。

（神谷恵子、杉野元子）

事務局からのお知らせ

すでに4月号でもお知らせいたしましたが、生存科学研究所では生存科学研究ニュースのメール配信を考えております。ご希望の方は事務局までメールにてご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
アドレスはseizon@alpha-web.ne.jpです。
ご連絡をお待ちしています。

研究会日報

- 4月21日（木）代替医療と倫理研究会「倫理学の歴史と現状」
5月12日（火）脳・心と教育研究会「赤ちゃんの“はいはい”と心の発達」
5月31日（火）口腔環境研究会「Art & Science と Art & Technology」
6月15日（水）老年期における安全保障研究会「成年後見制度について」
6月16日（木）代替医療と倫理研究会「鍼灸と倫理—もう一つの医療化」
7月26日（火）口腔環境研究会「生物進化史（頸・顔面領域を中心に）」
9月5日（月）老年期における安全保障研究会「健やかに老いるために～代替相補医療を老年期に活かすためのポイント～」

